

日常生活における知的障害者の責任

松浦 和也

1. はじめに

日常生活の中で動作や振る舞いが奇異に映る人をしばしば見かける。たとえば、電車の中で突然大声でわめいたり、一見無意味な言葉をずっとつぶやいていたりするような人々である。彼らは知的障害者と呼ばれる。

遺伝学的見地から言えば、知的障害を持つ人間は問わず一定の割合で生まれる。それゆえ、いかなる社会においても知的障害を持つ人間は必ず存在する。そして、ほとんどの場合、彼らはネガティブな社会的位置づけを与えられてきた。もちろん、社会から手厚く保護されるべき人間として扱われたこともあったが、たいてい彼らは通常の社会から隔離された生活を送ることを余儀なくされ、ひどいときは「擬似人間」として凄惨な取り扱いを受けた¹。

ただし、昨今における彼らの社会的位置づけは異なった方向に導かれつつある。この変化をもたらしている福祉理念が「ノーマライゼーション」である。詳細は後に述べるが、この理念のポイントは、知的障害のあるなしに関係なく全ての人々が人並みの生活をおくるべきである、ということにある。彼らが日常生活の中で見かけられるようになったのも、この理念によって彼らに対する社会の態度がゆっくりと変化してきたことに一因がある。

しかし、彼らが通常の世界の中で生活を送ることで、彼らにとっては何気ない行為が問題を引き起こすこともある。たとえば、知らない人に抱きつく、あるいは売り物を勝手に持ち帰る、などの行為である。

本論は、このような行為を彼らが成したとき、地域社会の一人ひとりが彼らの責任²をどのように考えるべきかを問う。ただし、即ち殺人等の重大な犯罪的行為については本論は考察の対象としない。もちろん、犯罪的行為に対し刑罰的責任を認めるべきか否かという問題は多くの人が関心を寄せるものである。しかしながら、社会の中で日々の生活を営む我々にとっては、知的障害を持つ人の責任を日常生活のレベルから考察するのも、有益であると筆者は考えている。

2. 知的障害を持つ人はどのような人か

知的障害を持つ人に関することについて考察するには、まず「知的障害」について理解を得ておくことが必要だろう。そこで、2000年にアメリカ精神医学会（American Psychiatric Association）が発表した『精神疾患の診断・統計マニュアル』（*The Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders*）第4版の改訂版、通称DSM-IV-TR（以下DSM）を参照し、精神医学における定義を確認することから始めよう。

知的障害は医学的には精神遅滞（Mental Retardation）と呼ばれる。DSMによれば患者を精神遅滞と判断する規準は以下のようなものである。

A. 明らかに平均以下の知的機能：個別施行における知能検査で、およそ70またはそれ以下のIQ。（幼児においては、明らかに平均以下の知的機能であるという臨床的判断による）³

B. 同時に、現在の適応機能（すなわち、その文化圏でのその年齢に対して期待される基準に適合する有能さ）の欠陥または不全が、以下のうち2つ以上の領域で存在。

コミュニケーション、自己管理、家庭生活、社会的／対人的技能、地域社会資源の利用、自立性、発揮される学習能力、仕事、余暇、健康、安全

C. 発症は18歳以前である。

これら三つの基準のうち、B基準は最も本質的な基準である。実際、DSMは「通常、低いIQよりも、適応機能の障害のほうが精神遅滞を持つ者の症状を代表している⁴」と記している。では、この「適応機能」とは概してどのようなものか。DSMは「日常生活における必要にいかん効率的に対処し、年齢、社会文化的背景、地域社会においてその人に期待される人間的自立の基準をいかによく満たしているかを指している」と説明している。具体的に言えば、食事の作法や衣服の着脱、言語表現による意思の伝達⁵、集団生活における自分のもの他人のもの公共のものといった自他の関係の理解、自分の役割を理解した集団行動、社会生活における

“きまり”の理解、といったものである⁶。ここからすると、精神遅滞、あるいは知的障害を持つ人は、日常生活に必要な基本的能力に困難を抱えているということになる。

ただし、B 基準の「年齢、社会文化的背景、地域社会において」という限定には注意が必要である。求められる適応機能は社会や文化に依存する。それゆえ、DSM の基準に従う限り、精神遅滞を具体的なテストによって客観的に判断することも、適応機能に対する個人的な理解によって判断することもできない。疾患としての精神遅滞の判断は臨床を積んだ専門家に任せるべきものであろう。

3. 知的障害の原因と治療

では、知的障害は治療できるのだろうか。この問いに答えるには、知的障害の原因を知る必要があるだろう。DSM によれば、その原因は生理的要因、病理的要因、心理的社会的要因に大別される⁷。

生理的要因とは、知能に関わる遺伝子や遺伝子相互の組み合わせがたまたま良くない組み合わせをしたとき、その組み合わせのことを指す。それゆえ、この要因の有無は受精の瞬間に決定される。

病理的要因とは、発達中の脳に傷害を与え、知的障害を生じさせることになった疾患や外傷を指す。病理的要因はさらに遺伝因と外因に区分される。遺伝因とは、たとえばダウン症などの常染色体異常や、フェニルケトン尿症などの先天的代謝異常⁸である。遺伝因の有無は、先の生理的要因同様に、受精の瞬間に決定される。対して、外因は受精段階から幼児期に至るまでの長い期間で生じうるものである。たとえば、胎児期には放射線による遺伝子傷害やウイルス感染が発達中の脳に傷害を与えうる。他にも、出産時の脳内出血や外傷、幼児期の腫瘍、アレルギー機転も外因として挙げられる。

心理的・社会的要因とは子供が育った環境のことを指す。視覚や聴覚の障害、あるいは周囲の大人からの虐待や過度の溺愛は、子供から言語や社会規範に関わる刺激を失わせる。その結果、子供の言語機能の発達や社会規範の理解が阻害され、適応機能が低下することになる。生理的要因と病理的要因と比べると、心理的・社会的要因は後天的なものである。

これらの要因を除去することができれば、知的障害の治療が期待されるだろう。もっとも、生理的要因や病理的要因は脳が成長しきる前の段階で生じたものであるから、脳が成長した後で除去することは困難であろう。だが、心理的・社会的

要因は知的障害を持つ人が適切な生活環境に移ることによって除去可能であり、新しい環境に身を置くことで知的障害はある程度まで回復するとされている⁹。

ただし、心理的・社会的要因が持つ次のような性質には注意を払わなければならない。生理的要因や病理的要因はそれだけで言語能力をはじめとした知的能力に損害を与える。そのため、生理的要因または病理的要因を被った子供は、言葉による刺激を与えられても、言われた内容や話者の意図を理解できず、通常期待される教育的効果を得られない。つまり、周囲の通常的环境は、期せずして、病理的要因を被った子供にとっては心理的・社会的要因となりうるのである。

知的障害を持つ人の治療に必要なものは、彼らが理解できる適度な学習刺激である。そして、DSM によれば、知的障害の重要な基準である食事の作法や衣服の着脱といった適応能力は「持続的な IQ に比べ治療的努力により改善しやすい¹⁰」のである。

4. ノーマライゼーションの理念

冒頭で軽く触れたが、「ノーマライゼーション」とは今日における福祉理念の一つである。この理念は知的障害を持つ人だけでなく、障害の部位、程度、先天的後天的を問わず、障害を持つ人に広く適用される理念である。

バンク＝ミケルセンは 1950 年代にデンマークでこの理念の実現を後押しした人物である。彼によれば、「ノーマライゼーション¹¹とは、全ての人が当然持っている通常の生活を送る権利をできる限り保障する、という目標を一言で表したものです。ノーマライズするというのは、生活条件のことを言っているのです。障害そのものをノーマルにすることではありません¹²」。ヴォルフエンスベルガーは、北米地域の福祉の発展に尽力した人物であるが、ノーマライゼーションを「可能な限り文化的に通常である身体的な行動や特徴を維持したり、確立するために、可能な限り文化的に通常となっている手段を利用すること¹³」と説明する。また、ニリエは 1969 年に発表した「ノーマライゼーションの原理とその人間的処遇とのかかわり合い」(The normalization principle and its human management implications) においてこの理念を次の 8 つの点に集約している¹⁴。

1. 一日のノーマルなリズム
2. ノーマルな生活上の日課
3. 一年間のノーマルなリズム

4. ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験
5. 個人の尊厳と自己決定権
6. その文化におけるノーマルな男女生活
7. その社会におけるノーマルな経済水準とそれを得る権利
8. その地域におけるノーマルな環境形態と水準¹⁵

ノーマライゼーションの理念に従えば、知的障害を持つ人は次のような社会生活を送れることを目指すことになるだろう。ノーマライゼーション以前では彼らは、知的能力や経済的能力のみならず倫理判断能力すら欠落し、教育不可能な人間と見なされていた。その結果、周囲から虐待を受けたり、家屋の一室に閉じ込められたり、劣悪な公共施設や刑務所に隔離されたりした¹⁶。ノーマライゼーションはこのような扱いに対するアンチテーゼである。この理念が主張するのは、知的障害という理由だけで彼らが不当に権利を奪われたり、不当な差別を受けたりせず、人間的なしかるべき生活を社会の中で営むべきだということである。

だが、「ノーマライゼーション」という言葉は、しばしば誤解されることがある。というのも、何をノーマライズするのか、ノーマルとはどのようなことか、ノーマライズするとは何をすることかが、この言葉だけでは明確ではないからである。

よくある誤解は、障害を持つ人の取り扱いをノーマライズする、つまり通常の人と同じように取り扱うことだ、というものである。この誤解は、障害を持つ人々に特別なサービスを行うべきではない、という考えにつながる¹⁷。しかし、実際にはノーマライゼーションは全く逆の理念である。ニリエは次のように説明している。

[ノーマライゼーションとは] 地域社会での他の人の生活状態と日課にできるだけ近いものを可能にするために必要ないかなるサービス、トレーニングそして援助をも提供することであり、必要とする特別なサービスを求めることなのである。このことは少なくとも適切な住まい、労働のための機会（あるいは子どもにとっての教育）そして余暇活動という意味を含んでいる¹⁸。

つまり、障害を持つ人がノーマルな生活を送るために、適切なサービスを適切に行うということである。

もう一つの誤解は、ノーマライゼーションとは障害を持つ人をノーマルにすることである、というものである。この点に関しては、この理念を広めた中心的な

人物の間でも対立がある。ヴォスフェンスベルガーは次のように語っている。

対人処遇の手段は、できるだけその独自の文化を代表するようなものであるべきであり、逸脱している人（その可能性のある人）は、年齢や性というような同一の特徴を持つ人たちの文化に合致した（つまり、通常となっている）行動や外観を示しうるようにされるべきだ、ということである。（中略）もちろん、ノーマライゼーション化の手段やプロセスの対象となる個人は、ノーマルな状態を維持するとか、ノーマルになるということを、必ずしも意味しているわけではない。対人処遇者は、条件と個人の潜在的な可能性が許す限り、可能な限り多様な機能を理解して、通常に近い行動と外観をとれるように努力する、ということの意味しているのである。¹⁹

ヴォスフェンスベルガーは、障害を持つ人の努力目標としてノーマライゼーションの理念を説明している。つまり、ノーマライズされるのは障害を持つ人であり、ノーマルとはその文化圏の規範であり、ノーマライズするとは障害を持つ人がその規範に外見的にも内面的にも近づける努力をする、ということである²⁰。

ヴォスフェンスベルガーの趣旨を好意的に理解すれば、差別や偏見を助長するような象徴を出来る限り少なくすることが障害を持つ人々の将来的な社会進出に繋がる、ということであろう。しかし、ノーマライズされるのは障害を持つ人である、という考えは、バンク＝ミハルセンの「障害そのものをノーマルにすることではない」という考えと齟齬がある。また、福祉理念としてのノーマライゼーションの意義が薄れてしまう。なぜなら、差別の象徴をなくしたとしても実際に社会に適応するのは困難であるし、努力目標として障害の克服に努めたとしても障害自体は依然彼らに残っているからである。ニイリエはヴォスフェンスベルガーに対し、彼が「知的障害者が他の人々によって選択された価値に従って振舞うことを要求している」し、このような「権威主義的なアプローチ」は「治療を目的とした国家権力の不当な乱用に相当する」と批判している²¹。障害を持つ人の努力目標という形でノーマライゼーションを理解することは、やはり社会福祉の考えとしては片手落ちの感がある。

対してニイリエは、ノーマライゼーションを社会福祉の理念として捉えている。ニイリエは「ノーマライゼーション原理とは、障害またはその他の不利をとらぬように全ての人びとに、通常的环境と社会生活の方法に可能な限り隣接した、またはまったく同じような日常生活のパターンや条件を利用できるようにすること²²」

また「社会の他のメンバーのライフスタイルとこの上なく近いライフスタイルが可能になるような機会と援助が提供されることを意味している²³」と述べている。つまり、ノーマライゼーションという理念は障害を持つ人だけではなく社会も変化すべきだ、という主張なのである。そして、社会が変化し、ノーマルになるとは、障害の有無に関わらず平等に生活できる社会となる、ということである。そのため、ノーマライズするとは、その平等な社会を実現するために、障害を持つ人びとに適切な支援を施す、ということを含むことになる。つまり、ノーマライゼーションとは、社会に対する積極的な提言として解するべきものであろう。

5. 善悪識別能力と責任

ノーマライゼーションの理念は基本的に、知的障害を持つ人の社会進出を目指すものである。しかし、本論の冒頭で述べたように、彼らの社会進出に際して、日常生活では「家に帰る途中でお店のぬいぐるみを持ち帰って来てしまった」や、「見ず知らずの人を叩いてしまった」といった社会の“きまり”を破ってしまう行為を知的障害を持つ人が行ってしまうこともある²⁴。このとき、地域社会の一人ひとは彼/彼女にどのような態度で臨むべきであろうか。

まず、彼/彼女がそのような行為を行った理由を想像してみよう。常識的には、彼/彼女が「ぬいぐるみを持ち帰って来てしまった」のは、そのぬいぐるみが欲しかったからである、と説明されるだろう。だが、知的障害を持つ人の動機には常識的な説明とは異なったものがありえる。彼/彼女が「ぬいぐるみを持ち帰って来てしまった」のは、そのぬいぐるみが欲しかったからではなく、自分が持っているぬいぐるみと店のぬいぐるみの区別がつかなかったからだ、ということは十分に考えられる。あるいは、彼/彼女が「ぬいぐるみを持ち帰って来てしまった」のは、生活の“きまり”としてぬいぐるみはおもちゃ箱にしまうことが習慣づけられているからである、という説明も成り立ちうる。彼/彼女が生活の“きまり”を、「ぬいぐるみは全ておもちゃ箱にしまう」という形で理解しているならば、ぬいぐるみを持ち帰えることは彼/彼女にとって義務ですらある。

私がここで強調したいことは、彼/彼女の行為は必ずしも悪意から生じたものではない、ということである。しかし、悪意の有無に関わらず、社会の“きまり”を破った行為をしたのが障害を持たない人であれば、その行為の対価としてなすべきことがあるだろう。たとえ、酒に酔って心神喪失に近い状態であったとしても、「ぬいぐるみを持ち帰って来てしまった」ら、被害者に謝罪をし、場合によ

ては金銭的対価を支払う。では、悪意が動機ではない可能性がある知的障害を持つ人であっても、このような行為に対して責任があり、成すべき義務や受けるべき報いがあると考えるべきなのだろうか。

考察の足がかりとして、刑法上の責任について軽く触れておこう。ぬいぐるみを持ち帰ってしまったことは窃盗に該当するが²⁵、本邦の刑法第 39 条には、「心神喪失者の行為は、罰しない。2. 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する」とある²⁶。それゆえ、彼/彼女は刑法上の責任を負うことはない。

精神疾患を持つ人を責任無能力であるとする基本的なルールは、1893 年にイギリスで提示されたマクノートン・ルール (M'Naghten rule) が有名である。

心神喪失 (insanity) の理由による抗弁を成立させるためには、その行為を行った時に、被告人が、精神の疾患 (disease of the mind) から、彼が行った行為の性質 (nature and quality) を知ら (know) なかったほど、またそれを知っていたとしても自分は邪悪 (wrong) なことをしているということを知らなかったほど、理性の欠けた状態にあったことが明確に証明されなければならない。²⁷

このルールは、責任能力の有無を「知る」能力、特に行為の善悪を識別する能力の有無と関連付けている点に特徴がある。

このマクノートン・ルールは今日の法律の運用においても影響力を保っている。たとえば、アメリカ法律協会 (American Law Institute) の『模範刑法典』では、善悪識別能力を責任無能力の基準の一つとしている²⁸。また、本邦の刑法第 39 条における「心神喪失」の要件は、(1)行為の違法性の理解、(2)違法性を認識する能力に従って行動を制御する能力、と多くの場合解釈されているようである²⁹。この(1)は善悪識別能力の有無というマクノートン・ルールの基準と近い。

まとめよう。マクノートン・ルールに従えば、知的障害を持つ人々が刑罰的責任を免れる直接的な根拠は、彼らが持つ知的障害にあるのではない。その障害が原因となって行為の善悪識別能力が欠如している、という理由によるのである。たしかに、知的障害を持つ人が「ぬいぐるみを持ち帰ってきてしまった」場合には、彼/彼女は善悪識別能力はないであろう。

しかし、本論が問うべきは、善悪識別能力の欠如は、日常生活の場面でも責任を問われないための要件に拡張できるか、ということである。

「ぬいぐるみを持ち帰ってきてしまった」場合にまず考えられるのは個人間の

金銭的な補償義務である。もっとも、本邦の民法は知的障害を持っている人は責任能力はないとしており、したがって彼／彼女には補償義務はない³⁰。そもそも、知的障害を持つ人の財産は保護者や後見人に管理されており、彼／彼女には支払能力がないのである³¹。しかしながら、保護者や監督者が代理となって、補償義務が生じるとも定められている³²。つまり、知的障害を持つ人が「ぬいぐるみを持ち帰ってしまった」という事実が消失してしまうわけではなく、補償義務が課せられる人が保護者や監督者に移っただけである。そして保護者や監督者に義務が生じた原因は彼／彼女の行為である。すると、行為の善悪識別能力に関係なく、彼／彼女にも間接的には責任があると言えるだろう。

さらに日常生活上の観点に近づいて考えよう。「ぬいぐるみを持ち帰ってきってしまった」場合に生じるのは金銭的な補償義務だけではない。「ぬいぐるみを持ち帰ってきってしまった」人がいかなる人であれ、被害者には恨みや憤りといった心情が自然に生じるだろう。それゆえ、社会習慣上、被害者に口頭での謝罪といった対応をすることが求められる。では、善悪識別能力の欠如のため、知的障害を持つ人はこのような対応をしなくてもよい、ということを主張できるだろうか。おそらくそう主張することは、知的障害を持つ人々の利益にならないのではないかと私は考える。

社会の中で生きていく限り、円滑な人間関係を築くことは誰にとっても必要であろう。恨みや憤りといった心情はお互いに持たずに生きていければ、それに越したことはない。しかし、善悪識別能力の欠如ゆえに他人の心情に無配慮であってもよいと言うのであれば、知的障害を持たない人は恨みや憤りといった心情に一方的に耐えなければならないことになるだろう。どうしてこれで円滑な人間関係を気づくことができようか。

それだけではなく、長期的な視点から見れば、知的障害を持つ人が再び地域社会から隔離される事態をもたらすことにも繋がるのではないだろうか。善悪識別能力を欠如した人と日常生活を共にしているならば、社会の“きまり”を破るような行為がその地域社会において何度も恒常的に繰り返される可能性があることも意味する。そしてそのたびに、皆はいやな思いをしなければならない。ここから、このいやな思いを避けるために、知的障害を持つ人々の隔離を望む、というのは自然な成り行きではないだろうか。だが、このような知的障害を持つ人を隔離する社会は正にノーマライゼーションが否定していた社会像であった。

それゆえ、知的障害を持つ人の善悪識別能力の欠如が、日常生活的な意味での責任から逃れられる免罪符として普遍的に機能する、とは考えてはならないだろ

う。たしかに知的障害による善悪識別能力の欠如という理由は社会の“きまり”を破るような行為に対し被害者に寛容な態度を求めることができよう。だが、この寛容な態度は社会の“きまり”を破ってもよい、ということと同義ではない。社会は社会の“きまり”を破るような行為を許容しないし、そのような行為に歯止めがかからない人をその一員として迎え入れようともしないだろう。

6. 知的障害者の責任

それでも、知的障害を持つ人に善悪判別能力が欠如していることは事実である。では、社会の“きまり”から逸脱した行為してしまった時、彼/彼女はどのようなことを成さねばならないか。

知的障害を持つ人が“きまり”を破るような行為をしがちである最大の理由は、社会の“きまり”を理解していないためである。だが、彼/彼女が社会習慣に習い、被害者の謝罪の意を表明したとしても、実際には彼らは自分の行為の何が責められ、何が悪いのかを理解できていないかもしれない。もしそうであるなら、その謝罪は単に被害者の怒りや保護者の促しによる反応に過ぎないであろう。だが、謝罪が暗に求めているのは、同じあやまりを再度しないという決意や努力であり、社会の“きまり”を理解する、ということである。

知的障害を持たない人は「人のものをとってきてはいけない」とか「人に危害を加えてはいけない」と言われて、内容をその背景も含めて理解し、実践することができる。また、ぬいぐるみを持ち帰ってしまったり、他人を叩いてしまったときは、周囲の大人から叱咤や指導を受け、この叱咤や指導が十分な教育的効果をもたらすことが期待される。しかし、知的障害を持つ人にとっては、この“きまり”を理解するのに一度の言葉や一度の指導では十分ではないのである。個人差もあるが、知的障害を持つ人は、その言葉の意味を理解できなかったり、その規則を一般的に適用できなかったり、忘れてしまったりするのである。

「知能指数の高い軽度障害者でも、きちんと教育され、きちんと育てこなかったら、企業就労も社会参加も実現しないことは、重度の障害をもつ人と同じことです」という手塚の言葉は³³、そのまま知的障害を持たない人にも拡張できる。知的障害を持たない人々も先天的に“きまり”を理解していたのではない。誰にとっても社会の“きまり”は、家庭や学校といった社会から次第に学ばれていく。この点を考慮すると、知的障害を持つ人と持たない人の違いは、知的障害を持つ人は通常の教育方法で我々が通常期待するような学習効率を挙げることができない、

ということだけである。ただ、知的障害を持つ人が社会の“きまり”を学ぶためにはより多くの経験と一人ひとりの理解力に見合った適切な指導がいるのである。

社会の“きまり”を破ってしまった行為に対して知的障害を持つ人が成すことが可能で、成さねばならないことがあるならば、それは社会の“きまり”を理解するように努め、そのための指導を受けなければならないということであろう。善悪識別能力の欠如を理由に、このレベルでの責任すら免れるというのは社会のためにも、彼/彼女のためにも容認すべきではない。知的障害を持つということは、何をやっても構わない免罪符を与えられたことと同義ではない。ノーマライゼーションの理念に従えば、知的障害を持つ人も社会の一員とならねばならないのであって、特権的な位置を社会で持つべきではないからである。

7. 結び

知的障害を持つ人々の善悪識別能力は獲得されるべきものであり、日常生活においては彼らの状態は獲得をする過程にある。では、改めてこの点から見てノーマライゼーションとはどのようなことを意味しているのか。

ノーマライゼーションの理念が社会の変化を求めているとしても、社会が知的障害を持つ人の善悪識別能力に合わせ、彼/彼女の行為を一般的に容認するように社会の価値観を買えるべきだとするのは、明らかにおかしい。窃盗や傷害が認められるような社会はもはや社会とは言えないだろう。むしろノーマライゼーションが求めていることは、知的障害を持つ人も社会の“きまり”を守れるように、そして理解するように地域社会が適切な支援を与えるということであろう。

曖昧な本考察の締めくくりとして、我々は日常生活の中で社会の“きまり”を破るような行為に出会ってしまったときにはどうすべきかという指標を提示したい。私は、彼/彼女に対して否定的心情を持つべきではない、とは主張できない。ただし、その否定的心情とその理由が彼/彼女に伝わるように、表現の仕方を適切に変える必要がある。その表現の中で、彼/彼女がどんな“きまり”を学ぶべきであり、彼/彼女が自分の“きまり”のどの点を修正しなければならないのかを、伝えることができれば理想的である。そして、同じ人が再び同じ行為をしてしまったとしても、彼/彼女が“きまり”を正しく理解できるようになるまで粘り強く語り続けていくべきであろう。

ここでも知的障害を持たない人の側にある種の忍耐が要求されることは確かである。ただし、その忍耐は沈黙の忍耐ではなくて、教育者としての忍耐である。

* 本論を執筆するにあたり、千葉大学教育学部附属特別支援学校の生徒および職員の皆様に多大な協力を頂いた。この場を借りて感謝申し上げたい。

¹ ヴォルフエンスベルガー (1982), pp. 32-46.

² 成田は日本語の「責任」という言葉が文脈に応じて「義務・責務・任務」、「コミットメント」、「当然受けるべき報い」、「行為そのものに関する責任」(たとえば、「相手を怒らせたのは君に責任がある」)に分析している。本論で私は「責任」を「義務」と「受けるべき報い」の中間的な意味で用いる。成田 (2004), p. 4.

³ ただし、知能テストによる IQ の値は一般的に正規分布となるから、テストを受けた 2% は必然的に A 基準を満たす。

⁴ American Psychiatric Association (以下 APA) (2000), p. 42.

⁵ 生活支援サービスの面から見ても、これら生活習慣や意思の伝達はチェック項目である。門田 (2006), pp. 42-52.

⁶ 山口・上出 (1988), pp. 95-103.

⁷ ibid, pp. 28-37.

⁸ アミノ酸等の代謝が酵素欠乏のために阻害されて、その結果脳障害が生じる。

⁹ 山口・上出 (1988), p. 36.

¹⁰ APA (2000), p. 42.

¹¹ デンマーク語は Normaliserling であり、この語に近い発音である「ノーマリゼーション」が使用されることもある。市野川 (2002), p. 151.

¹² ibid, p. 155.

¹³ ヴォルフエンスベルガー (1982), p. 48.

¹⁴ ニイリエ (2000), pp. 22-28, pp. 55-59.

¹⁵ ニイリエの定義はもりの解説が分かりやすいのでここに引用しておく。1:「朝起きて着替えをすところから、夜就寝するまで、「ノーマルリズム」で生活する。知的障害があることを理由に、他の人と異なる食事時間になったり、必要以上に早く寝なければならなかったりしないということ」2:「ほとんどの人は、家から学校や職場に行つて社会生活を営み、様々な場所で余暇を過ごす。知的障害があることを理由に、常に一つの施設にいなければならないということは避けなければならない」3:「家族と共に過ごす休日や、お祝いなどの行事、季節ごとのレクリエーションなどで一年間のリズムがつけられるべきである」4:「子ども時代には肉親や教職員などの愛情に育まれ、また、同世代の友人と共に成長し、成人したらきちんとした「大人」として尊重される。そして社会の一員として参画することが必要だ」5:「知的障害者が参加する活動について、本人たちの意見を尊重したプログラムが実施されること」6:「一般社会と同様に、男女が自然に暮らすことで、生活の意欲が高まったり、人格形成にも良い影響を及ぼす。また、各種施設においても、男女両方の職員を配置するべきだとされている」7:「食事や住居に関する経済的な保障はもとより、個人的に自由に使える一般的な金額の「ポケットマネー」も保証される必要がある。買い物をしたり金銭を管理することが、より自立した生活を送るトレーニングともなる」8:「知的障害者が利用する施設は、近隣の人々と施設を利用する人が自然に溶け込める規模であること。孤立した場所に設置してはならない」。もり, pp. 155-157.

¹⁶ トレント (1997) がアメリカにおける 19 世紀から 20 世紀にかけての彼らの状況を詳細に述べている。日本における事例については、厚生省大臣官房障害保険福祉部障害福祉課 (1999), p. 68. (以下、厚生省)

¹⁷ 日本精神薄弱者愛護協会 (1996), p. 160.

¹⁸ ニイリエ (2000), p. 108.

¹⁹ ヴォルフエンスベルガー (1982), p. 49.

²⁰ ヴォルフエンスベルガーは、「私たちが、ダウン症の若者に「スプーン椀カット」をしてやれば、

他人の眼にうつる逸脱はさらに強調されることになる。だが工夫をすればダウン症特有の頭蓋や顔ぼうというスティグマを少なくするヘアカットもある」とも述べている。ibid, p. 55.

²¹ ニイリエ (2000), p. 113.

²² ibid, p. 107.

²³ ibid, p. 108.

²⁴ 生活支援サービスにおいてもこれは確認事項の一つである。門田 (2006), p. 52.

²⁵ 「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する (刑法 235 条)」、²⁶ 「人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する (同 204 条)」

²⁶ 心神喪失や心身耗弱が意味している疾患がこの条文には明示されていないものの、統合失調症 (精神分裂病)、知的障害、そううつ病、アルコール中毒や覚せい剤中等等が該当する。

²⁷ 黒谷 (1993), p. 238.

²⁸ 「何人も、犯罪行為の際に、精神の疾患または欠陥の結果 (a result of mental disease or defect) として、自己の行為の犯罪性 (criminality) [邪悪性 (wrongfulness)] を識別し (appreciate)、または自己の行為を法の要求に従わせる実質的能力 (substantial capacity) を欠いているときは、その行為について責任を負わない (not responsible)」、American Law Institute, *Model Penal Code and Commentaries (Official Draft and Revised Comments)*, Part I General Provisions §§3.01 to 5.07, (1985), p. 163 の黒谷 (1997), p. 240 による訳。

²⁹ 安田 (2006), p. 20, pp. 75-76, 厚生省 (1999), p. 129.

³⁰ 「精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。」(民法第 713 条)

³¹ 「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。」(民法第 7 条)「成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。」(民法第 9 条)平成 12 年の民法改正によって禁治産制度及び準禁治産制度は廃止された。

³² 「前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。2. 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。」(民法 714 条)

³³ 武田・手塚 (1992), p. 296.

参考資料

American Psychiatric Association, *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders:DSM-IV-TR 4th ed., text revision*, American Psychiatric Association, 2000.

Robinson, H. B., N. M. Robinson, *The mentally retarded child : a psychological approach*, McGraw-Hill, 1965. (N.M.ロビンソン・H.B.ロビンソン、『精神遅滞児の心理学』、伊藤隆二訳、日本文化社、1980).

Trent, J. W. Jr., *Inventing the feeble mind : a history of mental retardation in the United*

-
- States, University of California Press, 1994. (トレント、『精神薄弱』の誕生と変貌—アメリカにおける精神遅滞の歴史(上)(下)』、清水貞夫他監訳、学苑社、1997)。
- Wolfensberger, W., B., Nirie, et al., *The principle of normalization in human services*, National Institute on Mental Retardation, 1972. (ヴォルフエンスベルガー、『ノーマライゼーション - 社会福祉サービスの本質 - 』、中園康夫・清水貞夫編訳、学苑社、1982)。
- 石部元雄・柳本雄次編、『ノーマライゼーション時代における障害学』、福村出版、2002。
- 市野川容孝編、『生命倫理とは何か』、平凡社、2002。
- 門田光司等、『知的障害・自閉症の方への地域生活支援ガイド 食事、身だしなみから外出の支援まで』、中央法規、2006。
- 墨谷葵、『アメリカにおける責任能力論の動向』、1993、中谷、pp. 237-265。
- 厚生省大臣官房障害保険福祉部障害福祉課監、『知的障害者の人権を守るために 相談者のためのハンドブック』、中央法規出版、1999。
- 武田幸治・手塚直樹、『知的障害者の就労と社会参加』、光生館、1992。
- 中谷陽二編、『精神障害者の責任能力 法と精神医学の対話』、金剛出版、1993。
- B. ニイリエ (2000) 『ノーマライゼーションの原理 - 普遍化と社会変革を求めて 増補改訂版』、河東田博他訳、現代書館、2000。
- 日本精神薄弱者愛護協会編、『障害福祉の基礎用語 - 知的障害を中心に - 』、日本精神薄弱者愛護協会、1996。
- 茂木俊彦、『障害は個性か 新しい障害観と「特別支援教育」をめぐって』、大月書店、2003。
- もりすぐる、(2002) 『プロブレム Q&A 「障害者」と街で出会ったら 通りすがりの介助術 増補改訂版』、緑川出版、2002。
- 成田和信、『責任と自由』、勁草書房、2004。
- 安田拓人、『刑事責任能力の本質とその判断』、弘文堂、2006。
- 山口薫・上出弘之、『精神遅滞児の病理・心理・教育』、東京大学出版会、1988。